

參考資料

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年5月25日成立
6月3日公布
平成29年4月1日施行

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- ▶ 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

金融関連IT企業等への出資の柔軟化

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

Google
売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人

facebook

売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのプリペイドカード・プラットフォーム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム・モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

法改正の概要

- 銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、当局の認可を得て出資することを可能に

政府令の概要

- 金融関連IT企業等への出資に際しての認可審査事項に関して、多様な企業への出資について柔軟な審査を可能とする等の観点から、以下を規定
 - ① 出資元の銀行の財務の健全性
 - ・ 業務・財務・損益の状況が良好か
 - ・ 出資に足る資本があるかどうか
 - ・ 出資額がすべて毀損した場合にも財産の状況が良好であると見込まれるか
 - ・ 出資後の連結収支が良好に推移すると見込まれるか
 - ② 出資先の業務内容と銀行業務との関係
 - ・ 出資先が業務を的確かつ公正に遂行できるか
 - ・ 銀行業の高度化・利便の向上に資すると見込まれるか
 - ・ 銀行の業務の健全・適切な運営に支障をきたす著しいおそれがないか
 - ・ 優越的地位の濫用、利益相反の著しいおそれがないか

仮想通貨に係る法制度の整備

1. MT GOXの事案について

- 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX社が破産手続開始（破産手続開始時、約48億円の債務超過）
- 同社代表者は、平成27年、業務上横領（ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等）等の容疑で逮捕

2. 国際的な議論の状況

- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27年6月）
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

3. 日本における法制度の整備状況

法制度の概要

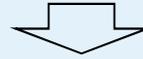
- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 最低資本金・純資産に係るルール
 - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
 - 利用者に対する情報提供
 - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
 - システムの安全管理
- マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け
 - 口座開設時における本人確認
 - 本人確認記録、取引記録の作成・保存
 - 社内体制の整備

消費税の課税関係に関する整理

- これまで、「仮想通貨」は、消費税法上、非課税対象取引と規定されていなかった（消費課税の対象）。
- 消費税法施行令において、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする改正を実施（平成29年7月1日施行）

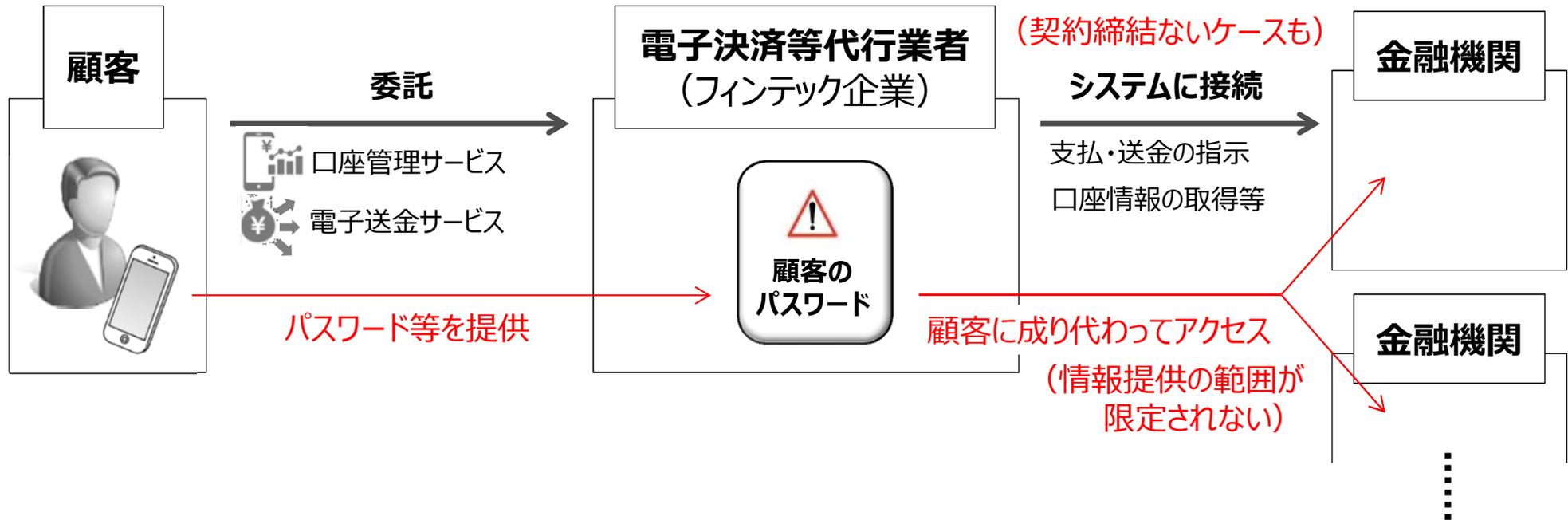
背景・問題意識等

フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

現状

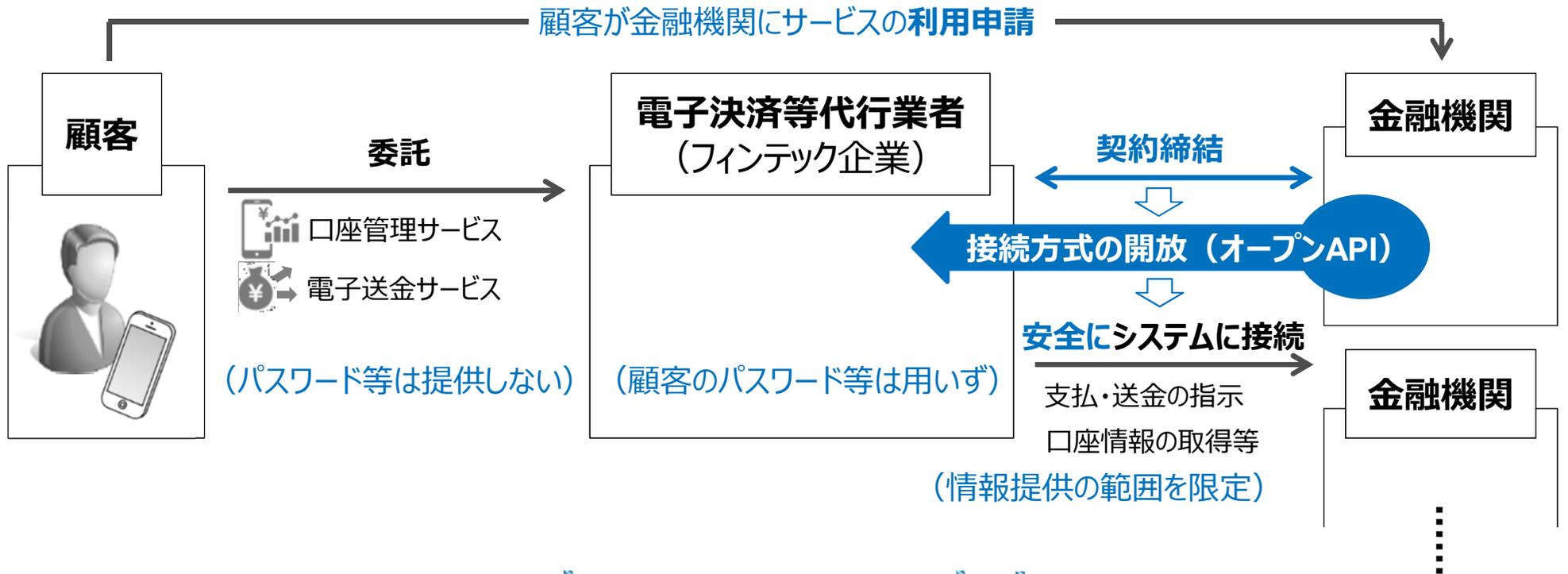


● 情報セキュリティ等、利用者保護上の懸念

● 法的位置付けが不安定

● 連携・協働が進みにくい

制度的枠組みの整備



- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備 等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
 - ・ 連携・協働に係る方針の策定・公表
 - ・ 接続に係る基準の策定・公表

- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

API (Application Programming Interface) : 他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

法律の内容（附則第10条1項）

- 銀行等は、内閣府令で定めるところにより、法の公布の日から9か月後までに、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針を作成し、公表しなければならないこととされている。

内閣府令（案）の内容

- 委任を受けた内閣府令では、当該方針は、以下の事項を含むものとする。
 - 電子決済等代行業者との連携・協働に係る基本方針
 - 更新系API及び参照系APIそれぞれについての導入の有無及びその理由、導入する場合には導入予定時期
 - 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務システムの構築に関する方針、担当部門及び連絡先
 - そのほか、電子決済等代行業者が当該銀行等と連携・協働するかどうかを検討するために参考となる情報
- なお、銀行は、上記の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととし、これを変更したときも、同様とする。

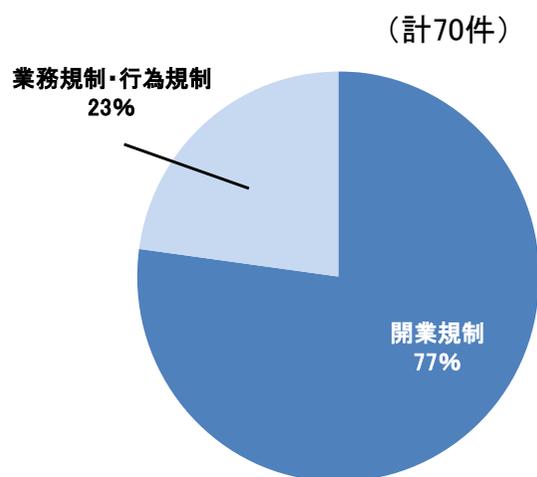
「FinTechサポートデスク」の概要

tel:03-3506-7080

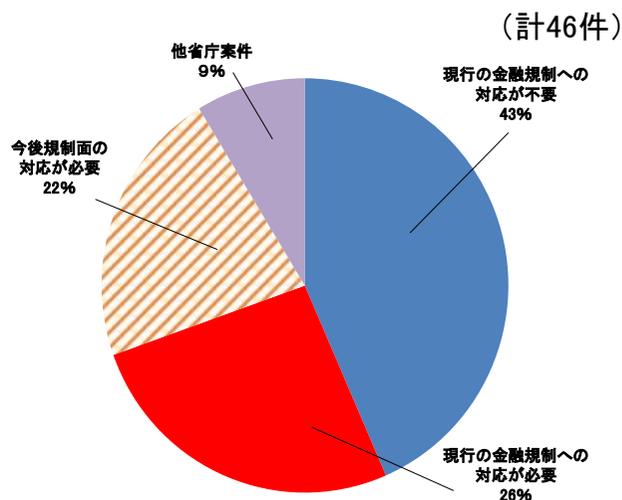
- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均4営業日で対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- 開設(15年12月14日)以来、16年6月30日までの約7ヶ月間で、問合せ総数は91件
- 法令解釈に関する問合せ70件の内、開業規制(事業開始にあたっての許可・登録の要否)に関するものが8割弱(54件)。業務規制・行為規制に関するものは2割強(16件)
- 相談終了済案件(46件)の内、規制がかからないことを伝達したものは4割強(大宗は、1週間程度で回答)

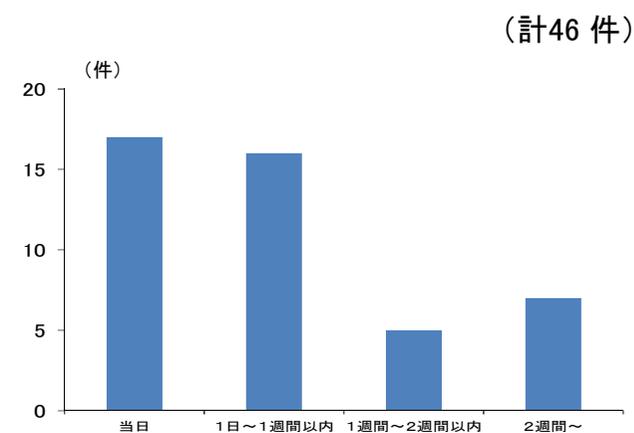
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



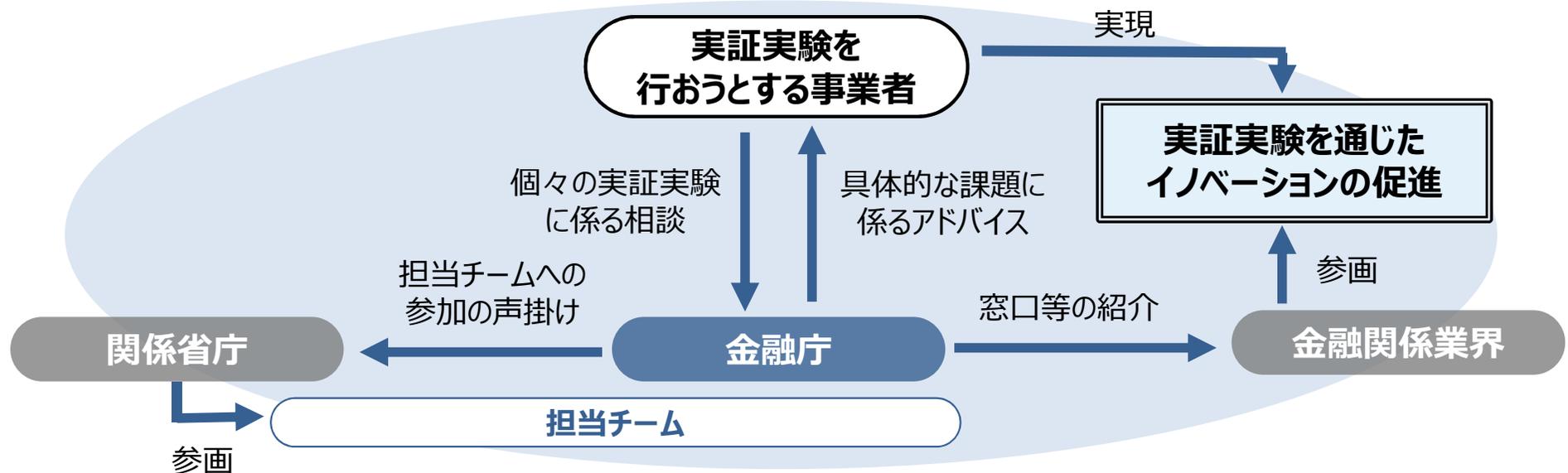
【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均4営業日

FinTech実証実験ハブ(仮称)

- ✓ 新たに金融庁に「FinTech実証実験ハブ(仮称)」を創設し、個々の実証実験の組成に伴う具体的な課題について適切にアドバイスを行うことにより、前例のない実証実験を行おうとする事業者が抱きがちな躊躇・懸念(コンプライアンスや監督対応上のリスク)の払拭を図る。
- ✓ 実験毎に、庁内に必要なチームを組成。論点があれば、他省庁も担当チームに参加。
- ✓ 相談する事業者がベンチャー企業である場合、連携・協働する金融機関へのアプローチ等に困難があることも想定されるため、金融分野の主要業界に「FinTech実証実験ハブ」のカウンターパート窓口の設置等を要請。金融機関等の実証実験への参画等のため、相談者に当該窓口を紹介。



英国・シンガポールとのフィンテックに係る協力枠組みの構築

本年3月、英国FCA^(注1)・シンガポールMAS^(注2)との間で、フィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡を交換

(注1) FCA: Financial Conduct Authority (金融行為規制機構)

(注2) MAS: Monetary Authority of Singapore (金融管理局)

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介



海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

3 当局間の情報共有



(参考) 英国FCAとシンガポールMASとの間では、2016年5月、同様の協力枠組みを構築済み

フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」の設置

平成28年12月1日公表

目的

- ブロックチェーン技術は、現段階では未成熟な技術であるものの、将来的に、銀行業務・システムのあり方を大きく変え得る技術として注目されている。邦銀でも、個別行ベースで実証実験など、様々な取組みが行われているところ。
- 一方で、実際の業務への活用に向けては、技術面、ビジネス面、法制度面においてクリアすべき課題があるほか、関係者が連携して課題解決に向けて取組む必要のある論点も想定される。
- 本報告書では、銀行業務におけるブロックチェーン技術の活用可能性と課題を考察するとともに、同技術が銀行業務・システムに革新をもたらす可能性も見据えつつ、官民連携した具体的な取組みを提言する。

メンバー

中山 知章	(株)三井住友銀行ITイノベーション推進部長	荻生 泰之	デロイトトーマツコンサルティング合同会社執行役員
柏木 英一	(株)三菱東京UFJ銀行デジタルイノベーション推進部長	松浦 幹太	東京大学生産技術研究所教授
阿部 展久	(株)みずほフィナンシャルグループインキュベーションPT長	岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
梅原 弘充	(株)静岡銀行理事経営企画部長	片岡 義広	片岡総合法律事務所 所長弁護士
佐々木 勉	(株)北洋銀行チャネル開発部フィンテック推進室長	木下 信行	アフラックシニアアドバイザー
吉本 憲文	住信SBIネット銀行(株)FinTech事業企画部長	井上 俊剛	金融庁総務企画局信用制度参事官
増田 豊	全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)事務局長	小林 寿太郎	金融情報システムセンター企画部長
内田 浩示	(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)代表執行役社長	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
赤羽 喜治	(株)NTTデータ金融事業推進部技術戦略推進部システム企画担当部長	【オブザーバー】	
貝塚 元彦	日本アイ・ビー・エム(株)コグニティブ・ソリューション事業ブロックチェーン部長	岩下 直行	日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長
加納 裕三	日本ブロックチェーン協会代表理事／(株)bitFlyer代表取締役	山藤 敦史	(株)日本取引所グループ総合企画部フィンテック・ラボ課長
杉井 靖典	ブロックチェーン推進協会副理事長／ カレンシーポート(株)代表取締役CEO	【事務局】	
沖田 貴史	FinTech協会／SBI Ripple Asia(株)代表取締役	一般社団法人全国銀行協会	

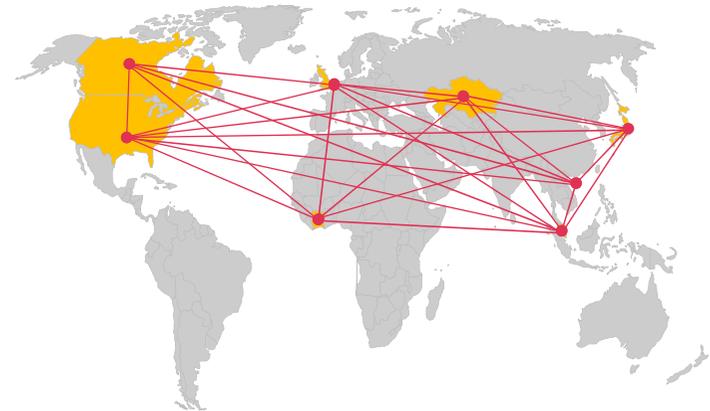
※ 平成28年12月1日現在・敬称略

国際的な研究機関等と連携した共同研究

ブロックチェーン技術の活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、3月10日、準備会合を東京で開催

主な参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学らが参加
- 海外から、米国MITメディア・ラボ、カナダ中銀、シンガポールMAS(金融管理局)、香港の研究者らが参加



今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築

- 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

実験的な取引の実施

- 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

検証・検討

- 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

研究課題の例

- 利用者保護上のリスクへの対応
- プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保 等

「FinTech時代のオンライン取引研究会」の設置

(FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催)

趣旨

FinTechに対応した効率的な本人確認の方法など、FinTech時代のオンライン取引に係る諸課題について、関係者が認識を深めつつ、議論・検討

メンバー

**FinTech協会、新経済連盟、金融庁、
FINOVATORS、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会**

- 「FinTech国際ネットワーク」の形成に向けて、各国のフィンテック関係者が参画する「フィンテック・サミット」(金融庁、日本経済新聞社の共催)を開催

【1日目の主なプログラム】

- ・ピッチ・ラン(フィンテック企業のビジネスコンテスト)
- ・アイデア・キャンプ(学生によるフィンテック・アイデアコンテスト)
- ・レセプション・ディナー(根本匠自民党金融調査会会長によるスピーチ 等)

【2日目の主なプログラム】

・開会挨拶

麻生太郎(副総理・財務大臣・金融担当大臣)、岡田直敏(日経新聞社社長)

・アジアの金融とフィンテック

ソプナンデュ・モハンティ(シンガポールMAS FTIG長)、ファリダ・ペランジナンジン(インドネシア中央銀行 決済システム制度課長)、谷崎勝教(三井住友FG取締役)、田中正明(PwCインターナショナルシニアグローバルアドバイザー／モデレーター)

・ブロックチェーン時代の夜明け

松尾真一郎(MITメディア・ラボ研究員)、リカルド・コレイア(R3 APAC Products and Lab代表)、ダイアナ・ビッグス(Proof of Purpose CEO)、村林聡(三菱UFJFG専務執行役員)、山岡浩巳(日本銀行決済機構局局長／モデレーター)

・伝統的金融機関の戦略

アンシュ・ジェイン(前ドイツ銀行共同CEO、SoFi顧問)、佐藤康博(みずほFG CEO)、岩下直行(日本銀行FinTechセンター長)、トム・ブライスワイト(FT社／モデレーター)

・公的セクターの役割と今後の課題

ショール・デイビッド(英国国際通商省)、ピエール・グラメニャ(ルクセンブルク財務大臣／ビデオレター出演)、森下哲朗(上智大学法科大学院教授)、松尾元信(金融庁総務企画局参事官)、翁百合(日本総合研究所副理事長／モデレーター)

・閉会挨拶

森信親(金融庁長官)

